

令和8年度 面接・相談員（会計年度任用職員）

募集要項

- 1 職種 面接・相談員
- 2 応募資格 生活保護をはじめ、福祉関係の面接及び相談業務に関する経験を有し、パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる方
※地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方は受験できません（詳細は本要項3ページ目をご確認ください）。
※受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- 3 業務内容 最高裁判決に伴う生活保護費の追加支給（以下「追加支給」）にかかる相談及び問い合わせであること。
追加支給にかかる申請書類等の点検整理、追加支給額の算定及び支払処理に関する事
生活保護の面接、相談及び申請受付に関する事 等
- 4 勤務場所 荒川区福祉部生活福祉課（区役所本庁舎1階）
- 5 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
※令和8年度限りの任用となります。
※地方公務員法第22条の2第7項により、任用から1か月は条件付採用期間となります。なお、任用後1か月の勤務日数が15日に達しない場合は、その日数が15日に達するまで延長されます。
- 6 勤務時間 8時30分～17時15分（1日7時間45分、休憩60分）
※臨時的な超過勤務を依頼することがあります。
- 7 勤務日数 週4日（週31時間）
- 8 休日 土日祝日、平日の内1日、年末年始
- 9 休暇 年次有給休暇（10日）、夏季休暇、慶弔休暇有
- 10 報酬 月額239,328円（地域手当相当分を含む）
※期末・勤勉手当の支給あり（一定の条件を満たす場合）
※交通費の支給あり（限度額あり）

※上記金額には所得税・社会保険料等の本人負担を含みます。

11 社会保険 共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

12 募集人数 4人

13 募集期限 令和8年1月30日（金）

14 選考方法 1次選考：書類審査（応募書類到達後順次）
※合否にかかわらず選考結果を通知いたします（2月上旬）

2次選考：面接（2月中旬）
※合否にかかわらず選考結果を通知いたします（2月下旬）

15 応募書類 履歴書、職務経歴書

※応募書類は市販のものを使用して差支えありません。

※提出された応募書類は原則として返却いたしません。なお、個人情報は適正に管理するとともに、保存年限経過後は廃棄いたします。
※応募書類は本採用選考に関する目的にのみ使用いたします。

16 応募方法 郵送の場合は封筒表面に「採用選考申込書在中」と朱書きし、応募書類を簡易書留により下記提出先宛て郵送してください。簡易書留によらない場合の事故については、責任を一切負いません（締切日消印有効）。
持参の場合は募集期限までの平日の8時30分から17時15分の間に下記提出先へ応募書類を提出してください。

【応募書類の提出先及び問合せ先】

荒川区福祉部生活福祉課管理係 会計年度任用職員採用担当
〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3
電話：03（3802）3111 内線：2622

地方公務員法等で選考を受けることができないとされる方

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。